

【補 足】

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる注文住宅の新築について、提出される工事請負契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。

ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できるものに限りします。

特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(アプリケーション上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可)

◆契約者の署名又は押印が契約書上で確認できない場合、アプリケーション上の締結証明画面や管理画面等の提出を求めます。

※詳しくは本事業のホームページの資料ダウンロード/その他/補足資料「契約日の記載されない電子契約について」

(https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/assets/doc/hosoku_denshikeiyaku.pdf)を参照

□ 分離発注について

複数の建築事業者により工事を分割して発注し、住宅を建築する(いわゆる分離発注)場合は代表事業者と建築主が締結した工事請負契約書を提出してください。

※代表事業者はこどもエコすまい支援事業者として登録している必要があります。

※原則、住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任任意保険に加入する幹事会社を代表事業者としてください。

なお、必要に応じて他の事業者の契約等を確認する場合があります。